

立ち退きを受け、引越しが必要な方へ



転居費用を
助成します

上限

15万円

転居先の賃貸借契約前に申請が必要

建物の取り壊しなど、自己の責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の賃貸住宅から区内の別の賃貸住宅に転居する場合に、支払った転居費用(礼金・仲介手数料・引越費用)を助成します。

※立ち退き料を受け取っている場合は、立ち退き料相当額を差し引きます。

■主な申込要件

- 区内にお住まいの高齢者世帯(65歳以上)・障害者世帯・ひとり親世帯
 - 台東区に1年以上住んでいる
 - 生活保護を受給していない
 - 前年の所得が〔一人暮らし〕256万8千円以下
- ほか

※2人以上世帯は1人あたり38万円加算

お問合せ

住宅課 居住支援・空き家相談担当
TEL 03-5246-1468

